

## 令和3年度 新城市農作業省力化支援事業のご案内

新城市の認定農業者、認定新規就農者、3戸以上で構成された農業団体を対象に、人との接触機会減少や密回避、農作業の省力化に繋がる農業機械の導入、既存施設の改修等の費用について補助します。(補助率2分の1以内、上限200万円)

### 補助対象者

市内認定農業者・認定新規就農者、市内在住の3戸以上で構成された農業団体(新たに構成する団体を含む)で新城市に納税義務があり、市税を滞納していないもの。

### 補助金の金額

補助対象経費の2分の1以内(上限200万円)1人(1団体)1案件とします。申請件数・金額により補助額が変動する場合も有ります。

### 補助対象となる事業

人との接触機会減少や密回避、農作業の省力化に繋がる農業機械の導入(例:農業用ドローン、ラジコン草刈機、アシストスーツ、水管理システム、野菜収穫機・調整機・包装機等)、既存施設の改修(自動環境制御装置、自動灌水装置、レール式消毒装置等)、その他市長が認めるもの。(原則、新品であることと耐用年数が3年以上であること)

### 補助対象外経費

- (1) 各種税金(収入印紙、消費税及び地方消費税を含む)及び振込手数料等
- (2) 本体価格が事業費として10万円未満の農業機械等(環境モニタリング装置、水管理システム等を除く)
- (3) 農業以外に使用可能で汎用性の高いものの導入(例:運搬用トラック、ショベルローダー、パソコン等)
- (4) 毎年度必要となる資材、消耗品等
- (5) 同種・同能力のものの再導入(いわゆる単純更新)

### 募集期間

- (1) 募集期間 令和3年5月6日(木)～令和3年5月28日(金)
- (2) 審査期間 令和3年5月下旬
- (3) 審査結果 令和3年6月上旬通知

※募集期間中に農作業省力化支援事業に係る申請書等を提出していただいた中から下記の審査基準等により、交付対象者を選定します。交付対象者には本申請として補助金交付申請書等の必要書類を提出していただきます。

申請状況によっては、2次募集も検討しています。募集後予算枠に達していない場合は随時受付します。予算が終了次第受付終了とします。

## 申請方法

次の書類を新城市産業振興部農業課に提出してください。

- ・ 募集期間中に提出する申請書類
  - (1) 農作業省力化支援事業に係る申請書
  - (2) 見積書、カタログ等
- ・ 本申請にて提出する申請書類
  - (1) 補助金交付申請書
  - (2) 事業実施計画書
  - (3) (2) の計画書に記載している添付資料
    - ・ 設計書（複数者からの見積書、カタログ等）
    - ・ 導入する農業機械・施設等の設置・保管場所の位置図
    - ・ 規約及び構成員名簿（3戸以上で構成された農業団体の場合）

## 審査について

- (1) 審査基準等
  - ・ 申請事業の実施計画が妥当であり、実現可能なものであること。申請者は実現できる能力を有するか。
  - ・ 事業内容が本事業の趣旨に合致していること。
  - ・ 導入予定の機械等の規模が、実施計画に対し適正であること。
  - ・ 省力化、省人化を図り、本市の農業生産の強化に貢献することができること。
- (2) 審査方法

前記の審査基準に基づき審査を行い、補助金交付対象者を選定します。なお、採択については、次の項目により採択順位を決定し、同等の内容の場合は抽選により、採択者を決定する場合があります。

  - ・ 平成30年度以降に国、県の補助事業を活用してしない方を優先。
  - ・ 新城市の産地戦略がある品目（イチゴ、トマト、ホウレンソウ）以外を優先。（他に補助対象となる補助金があるため）
  - ・ 認定新規就農者、認定農業者、3戸以上で構成された農業団体の順で優先。

## 補助金交付決定後の提出書類等

- (1) 着手報告書（添付書類：契約書、複数者からの見積書）
- (2) 完了報告書（添付書類：納品書、請求書、振込通帳等の写し）
- (3) 実績報告書（添付書類：事業実績書、収支精算書、出来高設計書）※2月末までに提出

## 問い合わせ先

〒441-1392

新城市字東入船115番地（新城市役所2階）

新城市産業振興部農業課 ☎0536-23-7632